

博物館法(昭和26年法律第285号)第22条の規定に基づき、博物館の登録に関する規則を次のように定める。

博物館の登録に関する規則

昭和27年5月6日教育委員会規則第2号

(登録の申請)

- 第1条 博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第12条第1項の登録申請書は、別記様式第1号によるものとする。
- 2 法第12条第2項第3号に規定する書類は、広島県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める。

(登録の基準等)

- 第2条 法第13条第1項第3号から第5号までに規定する基準は、教育長が別に定める。
- 2 広島県教育委員会は、法第13条の規定による登録要件の審査に当たっては、必要に応じて実地調査等を行うものとする。

(登録原簿)

- 第3条 法第14条の博物館登録原簿は、別記様式第2号によるものとする。

(登録変更届)

- 第4条 法第15条第1項の規定による変更の届出は、別記様式第3号によるものとする。

(定期報告)

- 第5条 法第16条による定期報告の時期及び内容については、教育長が別に定める。

(廃止届)

- 第6条 法第20条第1項の規定による博物館の廃止の届出は、別記様式第4号によるものとする。
- 2 前項の届出は、その事由の生じた日から20日以内に、行わなければならない。

(委任規定)

- 第7条 この教育委員会規則に定めるもののほか、博物館の登録に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年4月18日教育委員会規則第5号)

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年10月24日教育委員会規則第10号)

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年11月25日教育委員会規則第10号)

この教育委員会規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(令和5年3月23日教育委員会規則第2号)

この教育委員会規則は、令和5年4月1日から施行する。

(別記) 様式第1号

博物館登録申請書

令和 年 月 日

広島県教育委員会様

申請者

事 項	記 載 欄
設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	

様式第2号

博 物 館 登 録 原 簿			
事 項	登 録	登 録 変 更	登 録 変 更
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	第 号		
設置者の名称及び住所			
博 物 館 の 名 称			
博 物 館 の 所 在 地			
備 考			

様式第3号

博物館登録変更届

令和 年 月 日

広島県教育委員会様

設置者

変更年月日	変更内容		変更の事由
	変更前	変更後	

様式第4号

博 物 館 廃 止 届

令和 年 月 日

広島県教育委員会様

設置者

事 項	記 載 欄
設置者の名称及び住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	
登録番号	
廃止年月日	
廃止の理由	
廃止後の処置	